

学生会員に対する旅費支援規則

2009 年 7 月 1 日 理事会決定

2011 年 11 月 12 日 理事会改正

- 1 目的：本学会学生会員の研究活動を支援し、学会の活性化に資する。
- 2 対象：本学会全国大会で報告をする学生会員の旅費の補助。
旅費は航空券代、新幹線代等の移動費用とし、宿泊費・食費などの滞在費は含まない。また、航空券はエコノミー料金、鉄道も同様（グリーン車費用は含まない）とする。
- 3 補助額：一人あたり 3 万円以内。（募集は若干名。応募者が多数の場合は減額することもある）
- 4 申請資格：本学会の学生会員で、常勤職に就いていないこと。また、今年度までの会費を納入済みであること。
- 5 申請締切：全国大会開催の 1 か月前まで。
- 6 申請時の提出書類：学会の定める申請書（氏名、所属、住所、報告タイトル、旅費概算などを記入）。なお、旅費の概算は出発地と目的地を明記した自己申告でかまわない。
- 7 補助金を受領するための証拠書類：旅費にかかわる領収書（コピー不可）および航空券の場合はその半券もしくは搭乗を証明する紙媒体の記録。なお、補助金はこれらの支出証拠書類と引き換えに振り込む。
- 8 選定：メール理事会にて決定し、本人に連絡する。応募者が多数の場合は、この支援制度の利用回数が少ない学生会員の申請を優先的に扱うことがある。
- 9 報告義務：本補助金を受けた学生会員は、学会での報告後、支出証拠書類とともに簡単な報告書（書式自由 A4 一枚程度）を学会本部事務局に提出しなければならない。
- 10 付則：本制度は 2009 年度に 45 周年記念事業として実施された後、2010 年度総会でその後も継続実施することが承認された。